

求職者・求人者の皆様へ

1. 当社の情報

許可番号	13-コ-310002
社名・所在地	株式会社LabBase 代表取締役 加茂 倫明 東京都港区新橋六丁目19番13号 エンスイテ御成門7階 Tel 03-6684-1539
職業紹介責任者	事業責任者 渡辺 晋次
個人情報取扱責任者	コーポレート本部長 小嶋 勇一

2. 取扱うべき職種の範囲

- 当事業所の取扱職種は、全業種です。
- 当事業所の取扱地域は、国内です。

3. 手数料に関する事項

- (1) 求職者から徴収する手数料
ありません。
- (2) 求人者から徴収する手数料
別紙の手数料表のとおりです。

3. 求人者の情報に関する事項

- 求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者です。
- 求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

4. 個人情報の取扱いに関する事項

- 個人情報の取扱いは、職業紹介責任者です。
- 個人情報の取扱いは、本人から個人情報の開示請求があった場合、本人の資格や職業経験など客観的事実に基づく情報開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します。
- 職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。
- 求職者の個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に、応募情報を提供する際に使用します。

5. 苦情処理に関する事項

- 苦情処理の責任者は、コーポレート本部長です。
- 苦情の申し出があった場合は、誠意をもって対応いたします。

6. 返戻金に関する事項

- 別紙のとおり返戻金制度を設けています。

7. その他

上記の他、人材サービス総合サイトにて、実績情報等を開示しています。

以上

別紙【LabBase転職用】

下記は**上限金額**です。実際に適用する手数料は、契約書等により、下記の範囲内で定めた手数料を適用します。

1. 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者						
求人受理時の事務費用	0円						
求職者の開拓やその為の調査・探索・コンサルティングサービス及びそれに付随する人材紹介サービス	<p>手数料負担者は採用企業等とします。</p> <p>着手金：1人あたり10,000,000円^{注1}とします。 成功報酬：下記(1)～(3)のとおりとします。</p> <p>ただし、次の場合は成功報酬は発生しないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・当社が採用企業等に対して紹介した求職者を他の職業紹介事業者等が当社よりも先に採用企業等に紹介していた場合・本規約と無関係に当該求職者が採用企業等の求人に応募していた場合・当社による紹介から1年以上経過後に、当社を介さずに求職者本人から採用企業等に応募があった場合 <p>(1)紹介した人材が入社した場合（役員就任含む）</p> <p><u>当該求職者の初年度に支払われる理論年収^{注2}の100%^{注1}</u></p> <p>ただし、算出した金額が下記「ミニмумチャージ額」を下回る場合、「募集情報に記載された年収額」に対応した行のミニмумチャージ額を成功報酬額とします。</p> <table border="1"><thead><tr><th>理論年収額^{注1注2}</th><th>ミニмумチャージ額^{注1}</th></tr></thead><tbody><tr><td>30,000,000円未満</td><td>15,000,000円</td></tr><tr><td>30,000,000円以上</td><td>25,000,000円</td></tr></tbody></table> <p>(2) 求職者が採用企業等と業務委託契約を締結し、業務を開始した場合</p> <p>年収相当額^{注3}の<u>100%^{注1}</u></p> <p>(3) (2)の場合であって、その後当該人材が採用企業等に入社した場合</p> <p><u>当該求職者の初年度に支払われる理論年収^{注2}の100%以下から、当社に支払い済みの(2)の金額を引いた金額^{注1}</u></p>	理論年収額 ^{注1注2}	ミニмумチャージ額 ^{注1}	30,000,000円未満	15,000,000円	30,000,000円以上	25,000,000円
理論年収額 ^{注1注2}	ミニмумチャージ額 ^{注1}						
30,000,000円未満	15,000,000円						
30,000,000円以上	25,000,000円						

金額及び支払期日に係る注記：

- ※注1 上記金額に消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- ※注2 内定通知書又はその他の契約書等の文書に記載された次の金額を含み、通勤交通費及び時間外・休日深夜労働手当その他毎月変動する手当は含まないものとします。
- ・月次給与の12ヶ月分（1年未満の有期雇用契約の場合であっても同様とします。）
 - ・理論上の通年賞与
 - ・毎月固定で支払われる諸手当（固定残業代含む）
 - ・名称を問わず賃金に含まれると解されるもの（前払退職金、賃金相当の現物給付の評価額等が該当しますが、これに限られません。）であって、事前に当社と求人者との間の契約で指定した金額
- ※注3 業務委託契約の性質が成果完成型の契約の場合は報酬総額とします。履行割合型の場合であって月額報酬を定めた場合は月額報酬に12を乗じた金額とし、報酬総額を定めた場合は報酬総額を当該契約期間中の役務提供月数で除した金額に12を乗じた金額とします。
- ※注4 振込手数料：採用企業等の負担となります。
- ※注5 支払期日：入社日が属する月の月末または業務委託契約締結日の属する月の月末。
- ※注6 支払遅延損害金：法定利率のとおりとし、年365日の日割計算とする。（令和8年5月現在の法定利率は年3%）

2. 返金制度

当社が紹介し入社した求職者が下記に該当する場合、当該成功報酬の一部を下記に従い、返還するものとします。

なお、採用企業等は当社に対して退職確認書（退職確認書に準ずる採用企業が指定する書類を含む。）の発行をもって退職日を明示しなければなりません。

入社日より起算して6ヶ月未満で退職した場合	(1)入社日から1か月以内 80-100% (2)入社日から2か月以内 50-80%
-----------------------	---

	(3)入社日から3か月以内 10-50% (4)入社日から6か月以内 0-30%
業務委託契約を6か月以内に 解除・解約した場合	(1)契約締結日から1か月以内 80-100% (2)契約締結日から2か月以内50-80% (3)契約締結日から3か月以内10-50% (4)契約締結日から6か月以内0-30%

※契約期間が3か月未満の場合は適用外とします。

※業務委託契約後、雇用関係となった場合は適用外とします。

※返還割合は、上表範囲内で、採用企業等と当社との間で締結する契約のとおりとします。返還割合を定める約定がない場合は、上表の下限値が適用されます。

以上

別紙【新卒エージェント用】

下記は**上限金額**です。実際に適用する手数料は、契約書等により、下記の範囲内で定めた手数料を適用します。

1. 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人申込み受理後、採用企業等に求職者を紹介する人材紹介サービス等	手数料負担者は採用企業等とします。 成功報酬：下記(1)又は(2)のとおりとします。 ただし、次の場合は成功報酬は発生しないものとします。 ・次の理由により当社の成果にしない旨を採用企業等から当社に通知があった場合 a.当社が採用企業等に対して紹介した求職者を他の職業紹介事業者等が当社よりも先に採用企業等に紹介していた場合 b.本契約と無関係に当該求職者が採用企業等の求人に応募していた場合 ・当社による紹介から2年以上経過後に、当社を介さずに求職者本人から採用企業等に応募があった場合 (1) 本サービスの有効期間中に求職者を採用 ^{注1} した場合又は紹介後2年以内に直接・間接を問わず当該人材が採用 ^{注1} された場合（なお、該当者が入社した場合に限ります。） <u>500万円</u> ^{注2} とします。 (2) 求職者が採用企業等と業務委託契約 ^{注3} を締結し、業務を開始した場合 <u>500万円</u> ^{注2} とします。

金額及び支払期日に係る注記：

- ※注1 ここていう「採用」とは、採用企業等が求職者に採用の内定（始期付解約権留保付労働契約）を通知し、求職者がその内定を承諾したことをいいます。具体的には契約書第1条第4号で定義した場合をいいます。
- ※注2 振込手数料：採用企業等の負担となります。
- ※注3 名称を問わず、業務委託契約、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約をいいます。但し、3か月未満の契約及び副業を目的とした契約（月20時間以内の業務）は対象外とします。
- ※注5 支払期日：内定承諾日が属する月の翌月末日または業務委託契約締結日の属する月の翌月末日
- ※注6 支払遅延損害金：法定利率（令和8年5月現在、年3%）のとおりとし、年365日の日割計算とします。

2. 返金制度

当社が紹介し入社した求職者が下記に該当する場合、当該成功報酬の一部を下記に従い、返還するものとします。

なお、採用企業等は当社に対して、内定辞退を証する書面（電磁的記録を含む。）又は退職確認書（退職確認書に準ずる採用企業が指定する書類を含む。）の発行をもって返金すべき事象の発生を明示しなければなりません。

契約書に明記した場合に限り、成功報酬の金額を低く設定する一方、返金を行わないものとする料金プランを適用する場合があります。

入社しなかった場合	100%
入社日より起算して3ヶ月未満で退職した場合	(1)入社日から1か月以内80-100% (2)入社日から2か月以内50-80% (3)入社日から3か月以内0-50% (4)入社日から6か月以内0-30%
業務委託契約を3か月以内に解除・解約した場合	(1)契約締結日から1か月以内80-100% (2)契約締結日から2か月以内50-80% (3)契約締結日から3か月以内10-50% (4)契約締結日から6か月以内0-30%

※契約期間が3か月未満の場合は適用しない。

※業務委託契約後、雇用関係となった場合適用しない。

以上

別紙【上記以外】

下記は**上限金額**です。実際に適用する手数料は、契約書等により、下記の範囲内で定めた手数料を適用します。

1. 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人申込み受理後、採用企業等に求職者を紹介する人材紹介サービス等	手数料負担者は採用企業等とします。 成功報酬：下記(1)～(3)のとおりとします。 ただし、次の場合は成功報酬は発生しないものとします。 ・当社が採用企業等に対して紹介した求職者を他の職業紹介事業者等が当社よりも先に採用企業等に紹介していた場合 ・本規約と無関係に当該求職者が採用企業等の求人に応募していた場合 ・当社による紹介から1年以上経過後に、当社を介さずに求職者本人から採用企業等に応募があった場合 (1) 本サービスの有効期間中に求職者を採用した場合又は紹介後12か月以内に直接・間接を問わず当該人材が採用された場合（なお、該当者が入社した場合に限ります。） 採用者の理論年収 ^{注1} の 50% ^{注2} とします。 ただし、算出した金額が4,500,000円 ^{注2} を下回る場合、成功報酬額は4,500,000円 ^{注2} とします。 (2) 求職者が採用企業等と業務委託契約を締結し、業務を開始した場合 年収相当額 ^{注3} を12か月で除した額の6か月分 ^{注2} とします。 (3) (2)の場合であって、その後当該人材が採用企業等に入社した場合 採用者の理論年収 ^{注1} の50%から、当社に支払い済みの(2)の金額を引いた金額 ^{注2} とします。

金額及び支払期日に係る注記：

- ※注1 理論年収とは、雇用条件通知書に記載される月次給与の12ヶ月分及び理論上の通年賞与の他、紹介者と同等の採用企業等の被雇用者に対し毎月固定で支払われる諸手当を含み、通勤交通費及び時間外・休日深夜労働手当その他毎月変動する手当は含まないものとします。なお、1年未満の有期雇用契約の場合であっても同様（月次給与の12ヶ月分等）とします。
- ※注2 上記金額に消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- ※注3 業務委託契約の性質が成果完成型の契約の場合は報酬総額とします。履行割合型の場合であって月額報酬を定めた場合は月額報酬に12を乗じた金額とし、報酬総額を定めた場合は報酬総額を当該契約期間中の役務提供月数で除した金額に12を乗じた金額とします。
- ※注4 振込手数料：採用企業等の負担となります。
- ※注5 支払期日：入社日が属する月の月末または業務委託契約締結日の属する月の月末
- ※注6 支払遅延損害金：法定利率（令和8年5月現在、年3%）のとおりとし、年365日の日割計算とします。

2. 返金制度

当社が紹介し入社した求職者が下記に該当する場合、当該成功報酬の一部を下記に従い、返還するものとします。

なお、採用企業等は当社に対して退職確認書（退職確認書に準ずる採用企業が指定する書類を含む。）の発行をもって退職日を明示しなければなりません。

入社日より起算して3ヶ月未満で退職した場合	(1)入社日から1か月以内80-100% (2)入社日から2か月以内50-80% (3)入社日から3か月以内0-50% (4)入社日から6か月以内0-30%
業務委託契約を3か月以内に解除・解約した場合	(1)契約締結日から1か月以内80-100% (2)契約締結日から2か月以内50-80% (3)契約締結日から3か月以内10-50% (4)契約締結日から6か月以内0-30%

※契約期間が3か月未満の場合は適用しない。
※業務委託契約後、雇用関係となった場合適用しない。

以上

別紙

(有料職業紹介事業) 業務運営規程

事業所名：株式会社LabBase

第1 求 人

1. 本所は、国内全職種に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話又は電子メール等でも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メール等により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、手数料はいただきません。

第2 求 職

1. 本所は、国内全職種に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、弊社が運営するウェブサイトよりお申し込みください。

第3 紹 介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求人者又は関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4. 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
5. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
6. 本所の取扱職種の範囲等は、国内全職種です。
7. 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

改定 2026年4月13日